境港管理組合工事費内訳書徴収要領

1　趣旨

この要領は、建設工事について入札及び契約における不正行為の排除を徹底するとともに、その入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）の積算努力の促進を図るため、入札参加者に当該入札において提示した建設工事の請負代金の積算内訳を示す書類（以下「工事費内訳書」という。）の提出を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

2　持参義務

入札参加者は、鳥取県内において発注する建設工事(以下「鳥取県属地工事」という。)については別記１により、島根県内において発注する建設工事(以下「島根県属地工事」という。)については別記２により作成し、入札場所に工事費内訳書（鳥取県属地工事においては別記１様式又はこれに準じた書式によるものに限る。島根県属地工事においては別記２に対応する書式によるものに限る。以下同じ。）を持参しなければならない。

3　提出義務

すべての入札参加者は、その入札の際、２により持参した工事費内訳書を、当該入札を執行する職員（以下「入札執行職員」という。）に提出しなければならない。

4　工事費内訳書に記載すべき事項

工事費内訳書には、次の事項を記載しなければならない。

（１）工事名
（２）工事場所
（３）入札者の所在地、商号及び名称、代表者(支店長等)の職名・氏名
（４）入札価格
（５）工事費の内訳

5　提出方法等

（１）工事費内訳書の提出は、入札執行職員が指示するところに従って行うものとする。
（２）いったん入札執行職員に提出された工事費内訳書については、その指示による場合を除き、修正、差換え、引換え又は撤回は認めない。
（３）工事費内訳書を提出しない入札参加者及び（１）により提出した工事費内訳書が別記１又は別記２の留意事項に沿って作成されていない場合、失格又は無効とする。

6　保管

入札を執行した後、５の（１）により提出された工事費内訳書は総務課において、他の入札関係書類と併せて保管するものとする。

附　則

この要綱は、平成１７年６月１日から施行する。

附　則

この改正は、平成２０年２月２８日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあっては、入札日の通知）を行う建設工事から適用する。

附　則

この改正は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則

１　この改正は、令和８年５月１日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあっては、入札日の通知）を行う建設工事の入札について適用する。

２　改正後の別記１の３（２）の規定については、令和８年９月１日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあっては、入札日の通知）を行う建設工事の入札について適用し、同日前に調達公告（調達公告を行わない場合にあっては、入札日の通知）を行った建設工事の入札については、なお従前の例による。

附　則

この改正は、令和８年１１月１日以降に調達公告（調達公告を行わない場合にあっては、入札日の通知）を行う建設工事の入札について適用する。

別記１

鳥取県属地工事における工事費内訳書の取扱いについて

１　工事費内訳書提出対象工事

全ての建設工事

２　工事費内訳書の作成にあたっての留意事項

（１）工事費の内訳は、当該工事に係る閲覧用設計図書の各項目に対応するものとし、その項目ごとの単位、数量及び金額を、少なくとも次の項目について表示するものとする。

ア　土木系工事(土木工事積算基準によるもの)

閲覧用設計書の本工事費内訳書及び明細表に記載されているもののうち、工事区分・工種・種別・細別に対応するもの及び労務費等（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 12 条に規定する材料費、労務費及び当該公共工事に従事する労働者による適正な施工を確保するために不可欠な経費（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行規則（令和６年国土交通省令第 105 号）第１条に規定する法定福利費、安全衛生経費、建設業退職金共済契約に係る掛金をいう。）以下同じ。）

イ　建築・設備系工事(建築積算基準によるもの)

閲覧用設計書の種目別内訳書、科目別内訳書及び中科目別内訳書に記載されているもののうち、種目・科目・中科目に対応するもの及び労務費等

ウ　その他の工事

原則としてアに準じて作成するものとする。ただし、特に必要がある場合は、別に定めるところによる。

３　審査基準

提出した工事費内訳書が次のいずれかに該当する入札参加者は、失格とする。

（１）工事費の合計額(消費税及び地方消費税相当額を除く。)が第１回目の入札書に記載した入札価格と異なるもの。

（２）積算内訳が積算区分（工種・種別・細別又は種目・科目・中科目とする。以下同じ。）ごとに記載されていないもの又は労務費等の記載がないもの

（３）必要な積算区分について記載がないもの

（４）値引きをする場合において、その内訳が積算区分ごとに記載していないもの

（５）その他重大かつ明白な不備があるもの

別記１様式

工　事　費　内　訳　書

入札者　住　　所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

１．工 事 名
２．工事場所
３．入札価格　　円
４．入札価格の内訳

工種・種別・細別 （種目・科目・中科目）	数量	単位	単　価	金　額	備考

（注）１　内訳については、原則として、閲覧用設計図書の項目に準じて作成することとし、工種・種別・細別又は種目・科目・中科目の区分まで記載すること。（道路土工費　一式　○○千円、諸経費　一式　○○千円等の記載のみでは不十分）

２　値引きをする場合は、積算区分ごとに記載すること。（一括して記載するのは不可）

３　内容欄が不足する場合は、適宜、別葉とすること。

４　材料費、労務費、建設業退職金共済契約に係る掛金、安全衛生経費について、市場単価方式、標準単価方式を活用している工事等では、以下のとおり記載すること。

①　全てを計上できない場合にあっては、「算出不可」、「計上不可」等、その旨が分かるように記載すること。

②　一部のみ計上できない場合にあっては、計上可能な分のみ記載し、「一部のみ計上」等、その旨が分かるように記載すること。

５　法定福利費については、概算金額を記載すること。

別記２

島根県属地工事における工事費内訳書の取扱いについて

１　工事費内訳書提出対象工事

全ての建設工事

２　工事費内訳書の審査

落札候補者の工事費内訳書について、下記４の審査基準により無効となる内容ではないかを審査する。無効となった場合は次順位者を落札候補者として、同様の審査をし、落札候補者を決定する。

３　審査対象

原則、落札候補者のみを審査し、他の応札者は審査しない。

ただし、落札候補者が次順位の者へ移行した場合は、次順位者のみを対象とする。

４　審査基準

審査対象者の工事内訳書が次のいずれかに該当する場合は、その者が行った入札を無効とする。

（１）工事費内訳書の合計金額が入札書の金額と一致しないもの

（２）「工事名」又は「業者名」の記載漏れ又は不備のあるもの

（３）端数処理を行っているもの（ただし、単価もしくは数量に小数点以下の値が含まれている場合の金額算出時における小数点以下の値の端数処理の方法については問わない。）

（４）設計図書である工事数量総括表で一式表示となっていないものを一式表示としているもの（建築関連工事を除く。）

（５）値引き表示のあるもの

（６）タテヨコ計算に違算があるもの

（７）設計図書である工事数量総括表に記載した項目が未記載（他項目や明細書に一括計上し、内訳が判らないものを含む。）もの（建築関連工事を除く。）

（８）材料費、労務費、法定福利費（事業主負担額）、建退共制度の掛金、安全衛生経費（以下、「５項目の経費」）の記入がないもの。ただし、令和９年３月３１日までに開札を行う案件については、提出期限を定めて未記入項目の金額の記入を求め、期限内に記入を確認できれば入札を有効する。

※従来の法定福利費を行挿入により記入した場合に入札を無効とする取扱いは廃止し、今後は、原則、備考欄または欄外へ記入することとする。

５　工事費内訳書の提出による契約後の請負代金内訳書の提出省略について

５項目の経費が記入された工事費内訳書が提出された場合は、契約後の請負代金内訳書の提出を省略することができる。その場合は、「請負代金内訳書の提出省略届」を提出

すること。

工事費内訳書の記載例

注）記載例は赤色の項目を追記しています。
また、以前の記載例と見やすいように体裁等を変更していますが、無効の判断基準を変更したものではありません

工事名：平成30年度 ○○事業 一般県道○○線 道路改良工事
業者名：(株)○○建設 ①

工事費内訳書

頁(-0001

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
本工事費		⑤			
道路改良		式			
道路土工					
掘削工					
掘削					
掘削 土砂 オープンカット 押土無し 障害無し 10,000m3以上50,000m3未満	② 1	式	200.8	③ 2,148,000	
掘削 土砂 オープンカット 押土無し 障害無し 10,000m3以上50,000m3未満	10,700	m3	200.8	2,148,560	
土砂等運搬					
土砂等運搬 標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む) DID区間無し 距離0.3km以下	10,700	m3	④ 316.8	3,389,760	

基本事項	◆ＰＰＩに添付した工事数量総括表に記載されている「費目・工種・施工名称など」にある項目については、必須の項目のため、項目を削除した場合は無効となります。 また、自社の積算システムで出力した工事費内訳書で提出する場合でも、項目の未記載や記載例の無効となるケースに当てはまる場合は無効となります。

	無効になるケース	無効にならないケース
①	◆「工事名」「業者名」が正確に記載されていない場合は無効となります。	◆株式会社を(株)、有限会社を(有)と記載しても無効にはなりません。 ◆「工事名」および「業者名」は別葉としても無効とはなりません。
②	◆県の示した工事数量総括表で１０，７００㎥となっている項目を「１式」に変更して記載した場合は無効となります。	◆単位の記載の仕方が違っていても無効にはなりません。 例１）m3 → ㎥　　例２）m3（半角） → m3（全角）
③	◆10,700×200.8＝2,148,560ですが、　千円未満を切捨てし、2,148,000とした場合は、ヨコ計算の違算ため無効となります。	―
④	◆「単価」や「金額」の記載漏れがある場合は無効となります。	―
⑤	―	◆県の示した工事数量総括表で、数量が空欄であるのに単位に“式”等の記載がある場合は、工事費内訳書で数量、単位、単価及び金額が空欄でも無効とはなりません。（ただし、直接工事費を除く（⑩　直接工事費の注意書を参照））

工事費内訳書

頁C-0002

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
石・ブロック積（張）工					
作業土工					
床掘り	1	式	75,000	75,000	
床堀り	300	m3	250	75,000	
埋戻し	1	式	410,000	410,000	
コンクリートブロック工(ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ積)					
コンクリートブロック基礎					
現場打基礎コンクリート 18-8-40BB 基礎砕石有り	18	m3	57,000	1,026,000	
コンクリートブロック積					
コンクリートブロック積工	574	m2	21,702	12,456,948	

	無効になるケース	無効にならないケース
⑥	◆県の示した工事数量総括表に記載のある「１式」は契約数量なので、省略すると無効となります。	◆県の示した工事数量総括表で「１式」となっている項目は、その配下に見積参考資料に記載されている内訳を記載しても無効とはなりません。
⑦	◆県の示した工事数量総括表では２０m3であるものが、１８m3となっている場合は、記入の誤りで無効となります。	◆数字の記載の仕方が違っていても無効にはなりません。 例１）半角 → 全角 例２）桁区切りの有 → 無
⑧	―	◆工事数量総括表で数量・単位が「１式」となっている場合は、「単価」は空欄でも無効とはなりません。

工事費内訳書

頁(-0003

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
舗装		式			
舗装工					
アスファルト舗装工					
下層路盤(車道･路肩部)					
下層路盤(車道・路肩部) 全仕上り厚150mm 1層施工 RC-40	825	m2	657.7	542,602 ⑨	
直接工事費 ⑩		式		22,310,870	うち材料費〇〇，〇〇〇，〇〇〇円 うち労務費〇〇，〇〇〇，〇〇〇円
共通仮設費（率分）		1式		2,510,000	
共通仮設費計				2,510,000	
純工事費				24,820,870 ⑪	

	無効になるケース	無効にならないケース
⑨	—	◆単価もしくは数量に小数点以下がある場合、金額算出時に小数点以下の部分についてどのような端数処理を行っていても無効とはなりません。
⑩	◆金額欄が記載されていない場合は無効となります。 ◆タテ計算の結果と記載額が違う場合は無効となります。	◆直接工事費は、数量、単位及び単価が空欄でも無効とはなりません。
⑪	◆直接工事費＋共通仮設費計の結果と記載額が違う場合は無効となります。	—

工事費内訳書

頁C－0004

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
現場管理費		1式		7,421,000	うち法定福利費○○○，○○○円 うち建退共の掛金○○○，○○○円
工事原価			⑬	32,241,870	うち安全衛生費○，○○○，○○○円
一般管理費等		1式		5,909,130	
値引き				-51,000 ⑫	
工事価格				38,100,000 ⑭	
消費税及地方消費税相当額 ⑮		1式			
工事費					
工事価格計					
消費税及地方消費税相当額		1式			
工事費計					

1 直接工事費のうち材料費　○○，○○○，○○○円
2 直接工事費のうち労務費　○○，○○○，○○○円
3 現場管理費のうち法定福利費　○○○，○○○円
4 現場管理費のうち建退共の掛金　○○○，○○○円
5 工事原価のうち安全衛生経費　○，○○○，○○○円

５項目の経費は、原則、備考欄または欄外に記入する。

	無効になるケース	無効にならないケース
⑫	◆値引きの項目は認めませんので無効となります。	―
⑬	◆純工事費＋現場管理費の結果と記載額が違う場合は無効となります。	―
⑭	◆工事原価＋一般管理費等の結果と記載額が違う場合は無効となります。 ◆入札額と違う場合は無効となります。	―
⑮	―	◆「消費税及地方消費税相当額」以降は記載の必要はありません。 また、記載があっても無効とはなりません。